

「自殺防止対策基本法案（仮称）」大綱（案）

一、自殺防止対策に関する基本理念を明らかにすること。

1 自殺は、個人の問題のみに帰せられるべきものではなく、個人を取り巻く社会にかかわる課題であること。

2 自殺の原因や背景の多様性・複合性を踏まえた対策が必要であること。

3 自殺防止対策は、プリベンション、インターベンション、ポストベンションの各段階において講ぜられるべきこと。

4 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間団体等の間の連携が図られるべきこと。

二、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにすること。

三、政府は、基本的かつ総合的な自殺防止対策の指針を定めるとともに、毎年、国会に、自殺防止対策の実施状況について報告書を提出するものとする。

四、国及び地方公共団体は、次の事項について必要な施策を講じるものとする。

1 自殺の防止に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供の実施並びにそれらに必要な体制の整備

2 教育活動、広報活動を通じた自殺の防止に関する知識の普及、啓発

3 自殺の防止に関する人材の確保、養成及び資質の向上

4 職域、学校、地域等における国民のメンタルヘルスの保持に係る体制の整備

5 自殺の防止に関する医療提供体制の整備

6 自殺念慮者を早期に発見し、自殺の発生を回避するための体制の整備

7 自殺者の遺族や自殺未遂者に対する心のケア

8 民間団体が行う自殺の防止に関する活動に対する支援

五、自殺防止対策を推進するための関係閣僚会議を設置すること。

以上